鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇規則
災害救助法施行細則の一部を改正する規則（社会課）
鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則（労政訓練課）

公布された規則のあらまし

◇災害救助法施行細則の一部を改正する規則

一　救助のため支出できる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。（別表第一関係）

救助の種類				支出することができる費用の限度額 現行	支出することができる費用の限度額 改正後
避難所の供与（一〇〇人一日当たり）				一一、〇〇〇円	一二、〇〇〇円
応急仮設住宅の供与（一戸当たり）				一、一五八、〇〇〇円	一、一八二、〇〇〇円
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯に対して行うもの	夏期（四月一日から九月三十日まで）	一人世帯	一五、〇〇〇円	一五、二〇〇円
			二人世帯	一九、一〇〇円	一九、四〇〇円
			三人世帯	二八、〇〇〇円	二八、四〇〇円
			四人世帯	三三、四〇〇円	三四、〇〇〇円
			五人世帯	四二、三〇〇円	四三、〇〇〇円
			六人以上一人を増すごとに加算する額	六、一〇〇円	六、二〇〇円
		冬期（十月一日から翌年三月三十一日まで）	一人世帯	二四、五〇〇円	二四、八〇〇円
			二人世帯	三一、五〇〇円	三二、〇〇〇円
			三人世帯	四三、八〇〇円	四四、六〇〇円
			四人世帯	五一、三〇〇円	五二、二〇〇円
			五人世帯	六四、二〇〇円	六五、四〇〇円
			六人以上一人を増すごとに加算する額	八、七〇〇円	八、九〇〇円
	住家の		一人世帯	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
			二人世帯	六、七〇〇円	六、八〇〇円

区分			現行	改正後
半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯に対して行うもの	夏期（四月一日から九月三十日まで）	三人世帯	一〇、一〇〇円	一〇、二〇〇円
		四人世帯	一二、二〇〇円	一二、三〇〇円
		五人世帯	一五、六〇〇円	一五、七〇〇円
		六人以上一人を増すごとに加算する額	二、一〇〇円	二、一〇〇円
	冬期（十月一日から翌年三月三十一日まで）	一人世帯	七、八〇〇円	七、九〇〇円
		二人世帯	一〇、四〇〇円	一〇、五〇〇円
		三人世帯	一四、八〇〇円	一五、〇〇〇円
		四人世帯	一七、六〇〇円	一七、八〇〇円
		五人世帯	二二、一〇〇円	二二、四〇〇円
		六人以上一人を増すごとに加算する額	二、九〇〇円	二、九〇〇円
住宅の応急修理（一世帯当たり）			二四六、〇〇〇円	二五一、〇〇〇円
学用品の給与	小学校児童（一人当たり）		三、五〇〇円	三、六〇〇円
	中学校生徒（一人当たり）		三、七〇〇円	三、八〇〇円
埋葬	大人（一体当たり）		一二七、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円
	小人（一体当たり）		一〇一、六〇〇円	一〇四、〇〇〇円

区分	現行	改正後
障害物の除去（一世帯当たり）	七三、九〇〇円	九〇、七〇〇円

二　実費弁償の額を次のとおり引き上げることとした。（別表第二関係）

1　日当

区分		金額 現行	金額 改正後
日当	医師及び歯科医師	一三、九〇〇円	一四、四〇〇円
	薬剤師	九、四〇〇円	九、八〇〇円
	保健婦、助産婦及び看護婦	八、三〇〇円	八、六〇〇円
	土木技術者及び建築技術者	一三、三〇〇円	一四、二〇〇円
	大工、左官及びとび職	一三、一〇〇円	一四、二〇〇円

2　時間外勤務手当

区分		金額 現行	金額 改正後
時間外勤務手当	医師及び歯科医師	一、五九七円	一、七四一円
	薬剤師	一、〇八七円	一、一八五円
	保健婦、助産婦及び看護婦	九五三円	一、〇四〇円

	現行	改正後
土木技術者及び建築技術者	一、五八三円	一、七一六円
大工、左官及びとび職	一、五四三円	一、七一六円

3　旅費

区分		金額	
		現行	改正後
旅費	車賃（一キロメートルにつき）	二三円	三七円
	日当（一日につき）	一、六〇〇円	二、二〇〇円
	宿泊料（一夜につき）	七、四〇〇円	九、八〇〇円

三　この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。ただし、二の3については、同年七月九日から適用することとした。

◇鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

一　職業訓練受講資金の額を現行月額「一万五千五百円」から「一万六千円」に引き上げることとした。

二　この規則は、公布の日から施行し、平成二年四月一日から適用することとした。

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月四日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県規則第四十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の1の(四)中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改め、同号の2の(三)中「一、一五八、〇〇〇円」を「一、一八二、〇〇〇円」に改め、同表第三号の3の(一)の表中

「

一五、〇〇〇円	一九、一〇〇円	二八、〇〇〇円	三三、四〇〇円	四二、三〇〇円	六、一〇〇
二四、五〇〇円	三一、五〇〇円	四三、八〇〇円	五一、三〇〇円	六四、二〇〇円	八、七〇〇

円	円

」を

「

一五、二〇〇円	一九、四〇〇円	二八、四〇〇円	三四、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	六、二〇〇円
二四、八〇〇円	三二、〇〇〇円	四四、六〇〇円	五二、二〇〇円	六五、四〇〇円	八、九〇〇円

」に改め、同号の3の㈡の表中

「

五、〇〇〇円	六、七〇〇円	一〇、一〇〇円	一二、二〇〇円	一五、六〇〇円	二、一〇〇円
七、八〇〇円	一〇、四〇〇円	一四、八〇〇円	一七、六〇〇円	二三、一〇〇円	二、九〇〇円

」を

「

五、〇〇〇円	六、八〇〇円	一〇、二〇〇円	一二、三〇〇円	一五、七〇〇円	二、一〇〇円
七、九〇〇円	一〇、五〇〇円	一五、〇〇〇円	一七、八〇〇円	二三、四〇〇円	二、九〇〇円

」に改め、同表第六号の3中「二四六、〇〇〇円」を「二五一、〇〇〇円」に改め、同表第八号の3の㈡中「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表第九号の3中「一二七、〇〇〇円」を「一三〇、〇〇〇円」に、「一〇一、六〇〇円」を「一〇四、〇〇〇円」に改め、同表第十二号の3中「七三、九〇〇円」を「九〇、七〇〇円」に改める。

別表第二第一号の1の㈠中「一三、九〇〇円」を「一四、四〇〇円」に改め、同号の1の㈡中「九、四〇〇円」を「九、八〇〇円」に改め、同号の1の㈢中「八、三〇〇円」を「八、六〇〇円」に改め、同号の1の㈣中「一三、三〇〇円」を「一四、二〇〇円」に改め、同号の1の㈤中「一三、一〇〇円」を「一四、二〇〇円」に改め、同号の2の㈠中「一、五九七円」を「一、七四一円」に改め、同号の2の㈡中「一、〇八七円」を「一、一八五円」に改め、同号の2の㈢中「九五三円」を「一、〇四〇円」に改め、同号の2の㈣中「一、五八三円」を「一、七一六円」に改め、同号の2の㈤中「一、五四三円」を「一、七一六円」に改め、同号の3の表中

「

二三円	一、六〇〇円	七、四〇〇円

」を

「

三七円	二、二〇〇円	九、八〇〇円

」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。ただし、改正後の規則別表第二第一号の3の規定は、平成二年七月九日から適用する。

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年九月四日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和六十二年九月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一万五千五百円」を「一万六千円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。